

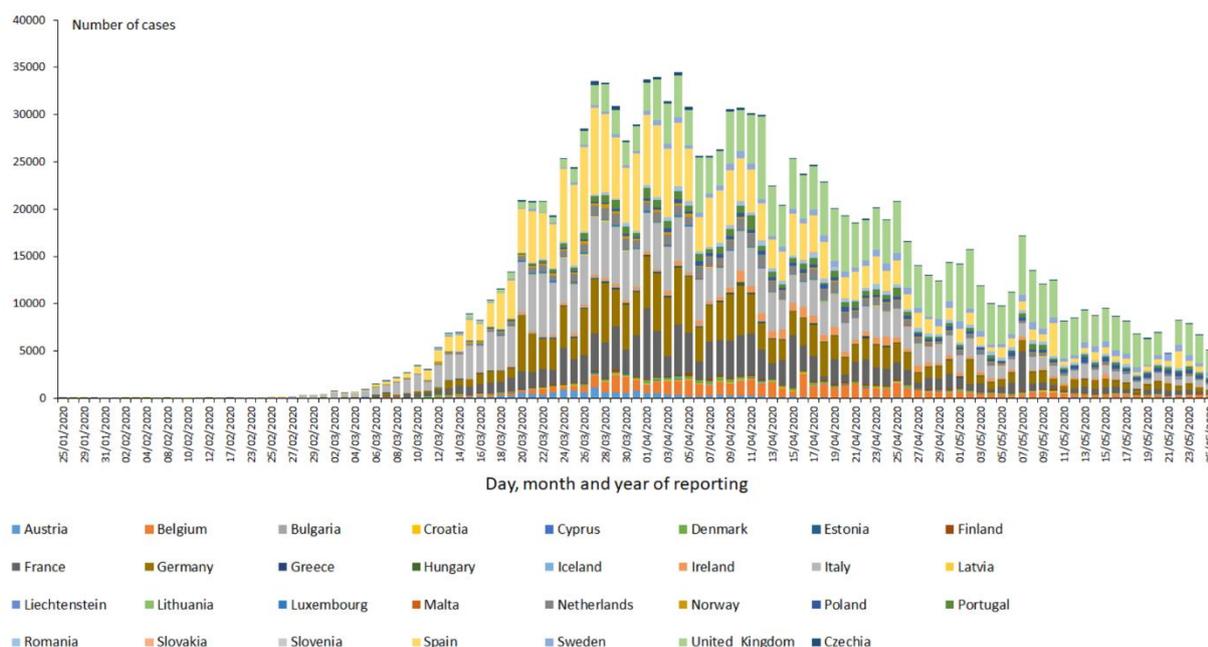
欧州における新型コロナウイルス対応

 経済調査部 上席研究員 山口 綾子
yamaguchi@iima.or.jp

欧州での新型コロナウイルス感染状況

2020年5月25日現在で、欧州での新型コロナウイルス感染症（以下 COVID-19）の感染者数は、136万人、死者数は163千人となっている（欧州疾病予防管理センター調べ）。直近でも、当初厳しい感染防止措置が取られなかった英国では引き続き新たな感染者が相当数みられる。英国は感染者数、死者数ともイタリア、スペインを抜き、死者数では世界でも米国に次ぐ多さとなっている。ただし、欧州全体で見れば、当初感染の広がりが激しかったイタリア、スペインを中心に、新たな感染者の数が減ってきた。このため、3月に各国で導入された都市封鎖（ロックダウン）、国境管理などの厳しい感染防止措置も、国による差はあるものの、徐々に緩和され始めている。なお、イタリア、スペイン、ギリシャなどの南欧諸国は観光業のウエイトが大きく、夏場のバカンスシーズンに向けて、外国人観光客の受け入れを再開する方針（まずは欧州域内から）と伝えられている。感染再拡大の懸念はぬぐえない。

図表1：欧州における新型コロナウイルス新規感染者数



(出所) 欧州疾病予防管理センター (ECDC: European Centre for Disease Prevention and Control)

図表2：欧州における新型コロナウイルス感染状況（2020年5月25日現在）

欧州連合/欧州経済領域	感染者数	死者数	人口10万人当たり感染者数	人口10万人当たり死者数
英国	259,559	36,793	390.4	55.3
スペイン	235,772	28,752	504.6	61.5
イタリア	229,858	32,785	380.4	54.3
ドイツ	178,570	8,257	215.3	10
フランス	144,921	28,367	216.3	42.3
ベルギー	57,092	9,280	499.8	81.2
オランダ	45,236	5,822	262.5	33.8
スウェーデン	33,459	3,998	328.6	39.3
ポルトガル	30,623	1,316	297.8	12.8
アイルランド	24,639	1,608	507.7	33.1
ポーランド	21,326	996	56.2	2.6
ルーマニア	18,070	1,179	92.8	6.1
オーストリア	16,439	640	185.8	7.2
デンマーク	11,360	562	195.9	9.7
チェコ	8,957	315	84.3	3
ノルウェー	8,309	235	156.4	4.4
フィンランド	6,579	307	119.2	5.6
ルクセンブルグ	3,992	110	656.9	18.1
ハンガリー	3,756	491	38.4	5
ギリシャ	2,878	171	26.8	1.6
ブルガリア	2,433	130	34.6	1.9
クロアチア	2,244	99	54.9	2.4
エストニア	1,823	64	138	4.8
アイスランド	1,804	10	510.2	2.8
リトアニア	1,623	63	58.2	2.3
スロバキア	1,509	28	27.7	0.5
スロベニア	1,509	107	73	5.2
ラトビア	1,047	22	54.3	1.1
キプロス	935	17	78.6	1.4
マルタ	610	6	126.2	1.2
リヒテンシュタイン	83	1	218.9	2.6
合計	1,357,015	162,531		

(出所) ECDC

欧州各国経済の落ち込み

3月半ばに欧州各国は相次いで厳しい外出制限を含む都市封鎖、(生活必需品を除く)商店の営業停止などの厳しい感染拡大予防措置を導入した。この結果、経済活動は大きく落ち込み、ユーロ圏の2020年第1四半期の実質GDPは季節調整済前期比-3.8%（前期は同+1.0%）と統計開始以来の大幅なマイナスとなった。フランス（-5.8%）、スペイン（-5.2%）、イタリア（-4.7%）が軒並み大幅マイナスとなったほか、ドイツ（-2.2%）もマイナスとなった。直近時点での感染拡大防止策の解除状況からみると、第2四半期も目立った回復は望めない。

欧州委員会が5月8日に公表した経済見通しでは、①感染拡大防止措置が徐々に緩和され、②感染が十分にコントロールされるようになり、③欧州連合（EU）、各国政府、欧州中央銀行（ECB）による対策が功を奏するという前提で、2020年第2四半期を底に景気は回復に向かうとしている。それでもユーロ圏全体で、2020年には-7.7%と大きな落ち込みとなり、2021年には6.1%の成長を見込んでいるものの、COVID-19以前の生産水準を回復するには2022年までかかるとした。

図表3：欧州委員会による経済見通し（2020年5月発表）

	実質GDP成長率(%)				財政収支（GDP比、%）			
	2019	2020		2021	2019	2020		2021
EU	1.5	-7.4	(-7.1)	6.1 (4.8)	-0.6	-8.3		-3.6
ユーロ圏19	1.2	-7.7	(-7.5)	6.3 (4.7)	-0.6	-8.5	(-7.5)	-3.5
ドイツ	0.6	-6.5	(-7.0)	5.9 (5.2)	1.4	-7.0	(-5.5)	-1.5
フランス	1.3	-8.2	(-7.2)	7.4 (4.5)	-3.0	-9.9	(-9.5)	-4.0
イタリア	0.3	-9.5	(-9.1)	6.5 (4.8)	-1.6	-11.1	(-8.3)	-5.6
スペイン	2.0	-9.4	(-8.0)	7.0 (4.3)	-2.8	-10.1	(-9.5)	-6.7
英国	1.4	-8.3	(-6.5)	6.0 (4.0)	-2.1	-10.5	(-8.3)	-6.7
世界	2.9	-3.5	(-3.0)	5.2 (5.8)	-7.2	-17.8	(-9.9)	-8.5

(注) () 内の数値はIMF見通し（2020年4月公表）

(資料) European Commission, European Economic Forecast, Spring 2020、IMF, World Economic Outlook, Fiscal Monitorより作成

そもそも欧州経済は、2020年初にはようやく回復に向かうところで、英国のEU離脱や、中国経済の落ち込み、各国のEU懐疑派ポピュリストの台頭などのリスクをかかえ、経済基盤は脆弱であった。そこへ、COVID-19が広がり、最も感染が広がったイタリアやスペインでは、医療崩壊とも言うべき状況に陥った。

各国の医療関連データでみると、ドイツの医療が充実しているのに比べると、イタリア、スペインの医療が見劣りすることがわかる。

図表4：欧州主要国の医療関連データ（2018年）

	医療関連支出 一人当たり €	医療関連支出 GDP比%	病院ベッド数 10万人当たり	看護師数 10万人当たり
EU		9.9	372.2	
ドイツ	4,459	11.3	601.5	1,295
フランス	3,883	11.3	309.0	1,048
スペイン	2,221	8.9	262.5	580
イタリア	2,522	8.8	242.6	574
英国	3,408	9.6	211.4	783

(資料) Eurostatより作成

各国政府・欧州連合の経済対策および欧州中央銀行の対応

COVID-19 拡大防止措置による景気の落ち込みに対して、ユーロ圏各国政府は、それぞれ、GDPの20%規模の経済対策パッケージを公表、実施している。ドイツは7,500億ユーロ（補正予算1,650億ユーロが3月25日可決）、フランスは4,500億ユーロ（補正予算1,100億ユーロ6月予定）、イタリアは4,000億ユーロ規模の経済対策パッケージが公表されている。雇用調整助成金や、休業補償、中小企業向けの融資保証などがその主なものである。このほか、観光業、自動車製造業、航空業など特定産業への支援もみられる。各国の財政措置は合計でEUのGDPの3%、融資保証などの流動性支援が同16%にも達している（4月9日時点ユーロ圏財務相会合調べ）。

こうした各国政府の対応に加え、EU としても経済対策が検討されている。4 月 23 日に行われた欧州理事会（首脳会議）では、それまでに合意された合計 5,400 億ユーロの政策パッケージ¹は認められたものの、復興基金についての最終合意ができず、欧州理事会は、EU の行政機関である欧州委員会に対し、復興基金の具体的提案のとりまとめを 5 月中に行うよう要請した。欧州委員会は今月末にも EU としての対策最終案を公表の予定である。欧州委員会は 4 月 21 日に公表した景気回復に向けたロードマップのなかで、EU としての対策は①連帯と協調、②柔軟かつ迅速、③包摂的、④共通の価値観・権利の尊重の 4 原則のもとで行うとし、①欧州単一市場の回復とさらなる深化をすすめる、②環境およびデジタル化を優先事項とし、③戦略的バリュー・チェーンへの投資により、（特に医療面での）戦略的重要物資の域内生産を促し、EU の戦略的自立性を確立するとしている。

なお、欧州委員会の提案に先立ち、5 月 18 日にドイツのメルケル首相とフランスのマクロン大統領が共同で 5,000 億ユーロ規模の欧州復興基金の提案を行った。同提案によれば、基金は EU の名のもとに欧州委員会が資金調達を行うことで賄われる。その資金は、新型コロナウイルスによって影響を受けた国、影響を受けたセクター向けに、融資ではなく、資金供与（グラント）の形で与えられる。EU 名義で調達された資金の返済は、多年度財政枠組み（MFF: Multiannual Financial Framework）の中で実施されることが提案されており、通常の EU 予算と同様に各国は国民所得（GNI）規模に基づくシェアで負担することになる。これは債務の共同化への一歩を踏み込むことにほかならず、これまで共同債提案など債務の共同化策に強く反対してきたドイツが歩み寄りをみせたとして注目された。もっとも、オーストリアやオランダ、（ユーロ圏ではないが）スウェーデンなど欧州北部の強硬派の国々は、債務の共同化はユーロ圏北部諸国から南部諸国への財政移転であるとして反対が根強い。独仏提案の復興基金についても、これら強硬派は、既に資金提供はあくまで融資であるべきと反論しており、6 月の欧州理事会の交渉には予断を許さない。

このように EU による対応を巡る北欧と南欧との対立は、ユーロゾブリン危機時のギリシャ支援を巡る対応と同じ構図である。こうしたなかで、ECB は、図表 5 にみられるように、流動性支援および債券市場の安定に向けて矢継ぎ早に対策を打ち出している。特に 7,500 億ユーロのパンデミック緊急資産購入プログラム（PEPP）の導入が注目を浴びている。こうした ECB の対応により、金融市場の動揺も小幅なものにとどまっている模様である。

¹ 内訳は欧州安定メカニズム(ESM)による緊急支援（最大 2,400 億ユーロ）、欧州投資銀行（EIB）を通じた緊急融資（最大 2,000 億ユーロ）、失業リスク軽減のための緊急支援（SURE、最大 1,000 億ユーロ）。

図表 5 : ECB による COVID-19 危機対策

3月12日	長期リファイナンスオペ(LTROs)の追加。
	条件付き長期リファイナンスオペ第3弾(TLTRO III)の条件緩和
	1,200億ユーロの民間資産購入枠を新たに設ける。 銀行監督上の資本要件を一時的に緩和。
3月18日	パンデミック緊急資産購入プログラム(PEPP): 7,500億ユーロの資産購入プログラム 対象債券は既存の資産購入プログラムと同様だが、条件を緩和し、ギリシャ債も対象となる。 国債についてはECBの出資割合がベンチマークとなるが、運用は柔軟に行う。
	CSPPの条件緩和。
4月7日	担保要件の緩和: ギリシャ国債も担保対象に。
4月22日	担保要件の緩和: 格下げが実施された場合でも4月7日時点で対象となった債券は担保として認める。
4月30日	パンデミック緊急長期リファイナンスオペ(PELTROs) 導入。
	TLTRO IIIの適用金利を-0.5%、条件によっては-1%とする(6/24より)。

(資料) ECB プレスリリース等より作成

なお、5月5日にドイツ連邦憲法裁判所が、ECBの国債買取プログラム(PSPP)について、一部違憲であるとの判断を下した²。ECBが3か月以内に同プログラムの必要性を証明しなければ、ドイツ連邦銀行は国債買い入れを停止する必要があるとした。ドイツ連邦憲法裁判所は2017年にPSPPは財政ファイナンスであり違憲との懸念を示したものの、欧州司法裁判所に判断を求めていた。欧州司法裁判所は2018年末に適法と認めたが、ドイツ連邦憲法裁判所が再び判断することになっていた。この決定に関し、欧州委員会フォンデアライエン委員長は強い懸念を示し、EU法は国内法に優先するとしてドイツを提訴する可能性も示唆した。ECBがPSPPにより保有している国債残高は2020年4月末現在2.2兆ユーロ、ドイツ国債はその1/4を占める。各国中銀はECBの方針のもとで国債買取を行ってきたが、今後ドイツ連邦銀行は国内法に縛られ、買取ができなくなり、保有する国債も売却を迫られる可能性が出てくる。他の加盟国中央銀行がドイツ国債を購入することが可能であり、プログラムそのものが破綻することはないとみられるが、EU最大国であるドイツとECBとの意見対立は、前述の債務共通化議論とあわせ、欧州の連帯と協調を揺るがす火種となることが懸念される。

【参考文献】

- European Commission, “A roadmap for recovery : Towards a more resilient sustainable and fair Europe”, 2020/4
 European Commission, “European Economic Forecast Spring 2020“, 2020/5
 Eurogroup, “Report on the comprehensive economic policy response to the COVID-19 pandemic”, 2020/4
 International Monetary Fund, “World Economic Outlook”, 2020/4
 ECDC Web サイト
 ECB Press release 各号

² PEPP は対象になっていない。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2020 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋本 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代) ファックス : 03-3273-8051

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>